

部活動地域展開 北九州市地域クラブの手引き

北九州市教育委員会

生徒指導課

(令和7年6月作成)

この手引きは、北九州市認定地域クラブの運営団体の皆様方が、参加する生徒に対し、より安全な指導ができるように緊急時の対応や情報等をまとめています。
是非、ご活用いただき、北九州市地域クラブの安全な運営をお願いいたします。

目 次

○ 北九州市地域クラブ代表者の皆さまへ……………	1
○ 学校施設使用上のルールとマナー……………	2
○ I 北九州市地域クラブの概要……………	3
○ II 北九州市地域クラブ緊急連絡体制の構築……………	6
○ III 大雨等悪天候時の対応について……………	6
○ IV インフルエンザ等の感染症発生時の対応について……………	7
○ V 熱中症の防止について……………	8
○ VI 光化学スモッグの対応について……………	8
○ VII 微小粒子状物質(PM2.5)への対応について……………	9
○ VIII AEDを用いた心肺蘇生法について……………	9
○ 北九州市学校における熱中症対策ガイドライン(抜粋)……………	11
○ 緊急医療機関連絡先一覧……………	12

＜北九州市地域クラブの趣旨＞

北九州市地域クラブは、部活動地域展開における学校部活動の受け皿として、生徒が将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目的としています。

北九州市が認定要綱の要件を満たした地域クラブを「北九州市地域クラブ」として認定し、学校施設を利用して活動できるようにします。

＜北九州市地域クラブ代表者の方へ＞

- 1 参加生徒の健康状態に十分注意するとともに、熱中症の予防等に万全を期してください。
- 2 許可された使用時間を厳守するよう指導してください。（使用時間を過ぎての使用は近隣住民の迷惑となりますので固く禁ずるとともに、指導後も改めない場合は認定を取り消すことがあります。）
- 3 開放時間中の施設や設備の管理、鍵などの保管を行ってください。
- 4 地域クラブ活動中に事故やケガが起きた場合は、直ちに適切な指示又は処理をして、関係機関や生徒保護者に連絡してください。

＜お願い及び注意事項＞

- 1 インフルエンザ等による休校時、学校行事、施設改修、大雨等悪天候などにより学校施設の使用を中止する場合があります。
- 2 使用に際しては、近隣住民の迷惑にならないよう使用時間や騒音などに配慮してください。
- 3 学校の施設は、当該学校の教育に必要な整備を行っているので、学校ごとに状況が異なります。使用者が実施したい競技を行う際に、施設上安全の確保ができない場合は使用できません。
- 4 学校敷地内は完全禁煙です。校門付近なども学校の敷地となっている学校がありますのでご注意ください。また、学校周辺においても、近隣住民や歩行者の迷惑とならないよう、喫煙やたばこの吸殻を捨てないようにしてください。
- 5 気象情報や防災情報などを速やかに得ることができるように、関係機関のホームページの確認や通知登録を行い、緊急時にはすぐに指示・連絡ができるように準備をお願いします。
- 6 こまめな節電に努め、終了後は電気を必ず消してください。
- 7 学校施設を使用中に、施設において危険性、緊急性等がある状態を発見した場合には、直ちに学校管理者に連絡してください。
- 8 個人情報の取扱いには十分に注意してください。
- 9 施設及び鍵等の管理及び施錠については、十分に注意してください。

以上の点に注意し、適正かつ安全な活動を心がけてください。

学校施設使用上のルールとマナー

■地域クラブ団体は、責任者を明確にしてください。

- ・ 使用にあたり、近隣住民等から苦情があった場合は、地域クラブ団体の責任者が誠意をもって対応してください。
- ・ 使用団体は、常に善良なる管理者としての注意と責任をもって施設を使用してください。

■自己責任のもと学校施設を使用してください。

- ・ 施設使用中に生じた事故は、地域クラブ団体の責任で対応してください。
- ・ 学校施設や備品に、破損、故障が生じた場合は、過失であっても地域クラブ団体に原状復帰(弁償)していただきます。
- ・ 各地域クラブ団体で、各種保険(スポーツ安全保険等)へ加入してください。
- ・ 近隣住民の所有物に破損、故障が生じた場合は、地域クラブ団体が誠意をもって対応してください。

■使用後には清掃、消灯及び施錠を責任もって行ってください。

- ・ こまめな節電に努め、終了後は電気を必ず消してください。
- ・ トイレを含め使用した場所はきれいに清掃し、ごみは必ず持ち帰ってください。

■施設は、ルールやマナーを守り、責任をもって使用してください。

- ・ 騒音防止を徹底してください。学校の多くは住宅地にありますので十分注意してください。
- ・ 車やバイクでの来校は、必要最小限とし、アイドリングやドアの開け閉め等の音にも十分注意してください。また、事故がないよう十分注意してください。
- ・ 許可された時間を厳守してください。片付けや清掃、施錠を含め許可された時間内に学校から退去してください。
- ・ 許可された区域以外には立ち入らないでください。また、学校敷地内への危険物の持ち込みをしないでください。
- ・ 学校敷地内は完全禁煙です。校門付近なども学校の敷地となっている学校がありますので、ご注意ください。また、学校周辺においても、近隣住民や歩行者の迷惑とならないよう、喫煙やたばこの吸殻を捨てないよう、ご協力をお願いします。
- ・ 学校内での焚き火等は禁止です。絶対に行わないでください。
- ・ 使用中の飲酒、酒気帯びを一切禁止します。
- ・ 健康状態に十分注意するとともに、熱中症の予防等に万全を期してください。
- ・ その他、学校管理者や教育委員会担当者の指示にしたがってください。

以上の事項を守れない場合は、認定を取り消すことがあります。

I 北九州市地域クラブの概要

1. 目 的

北九州市地域クラブは、部活動地域展開における学校部活動の受け皿として、生徒が将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目的としています。

北九州市が認定要綱の要件を満たした地域クラブを「北九州市地域クラブ」として認定し、学校施設を利用して活動できるようにします。

2. 北九州市地域クラブの認定

(1) 認定の流れ

① 地域クラブの設立を希望する団体は、以下の要件を満たす規約又は会則を作成し、役員を組織してください。

ア 目的が記載されていること

イ 入退会について記載されていること

ウ 会費について記載されていること

エ 以下に準ずる役員を置くことが記載されていること

○代表 ○副代表 ○会計 ○事務局 ○監事

※監事は代表、副代表、会計、事務局を兼ねることはできない。

オ 総会について記載されていること

② 認定希望団体の代表者は、申請書(様式第1号)、認定要件確認書(様式第2号)、規約又は会則、およびその他クラブの概要がわかる資料等を教育委員会生徒指導課に提出してください。

【認定要件(「北九州市地域クラブ認定要綱」第4条)】

(1) 北九州市の中学生在が自由に参加できるクラブであること。

(2) 活動拠点は原則として北九州市内の施設とし、活動場所までの移動について、生徒やその保護者の過度な負担とならないこと。

(3) 営利を目的とした運営でないこと。

(4) 地域クラブ関係者(役員及び指導者等)は、暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者、その他の反社会的勢力でないこと。

(5) 持続可能なクラブの運営のため、複数の役員や指導者が運営に携わっていること。

(6) 教育委員会が定めた「北九州市 学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を遵守して活動すること。

(7) 以下の事項を満たす規約又は会則を作成しており、それらの内容が社会通念上、適正であると認められること。

ア 目的が記載されていること。

イ 入退会について記載されていること。

ウ 会費について記載されていること。

エ 以下の役員を置くことが記載されていること。

(ア)代表 (イ)副代表 (ウ)会計 (エ)事務局 (オ)監事

なお、(ア)代表、(イ)副代表、(ウ)会計、(エ)事務局は、相互に兼ねることができ。ただし、(オ)監事は、(ア)代表、(イ)副代表、(ウ)会計または(エ)事務局を兼ねることはできないものとする。

オ 総会について記載されていること。

- (8) 教育委員会が主催する、ガイドラインに則った指導者研修(以下「指導者研修」という。)を受講した役員または指導者が指導に携わること。なお、指導に携わる指導者が、活動開始までに指導者研修を受講することを条件に、受講前であっても認定の申請を行うことができる。
- (9) 次に掲げる学校部活動の意義を正しく理解するとともに、勝敗・成績などに偏った指導にならないように努め、子どもの資質・能力の向上を主たる目的として活動すること。
 - ア 学校部活動とは、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、人間形成に資するものである。
 - イ 学校部活動とは、スポーツや文化等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものである。
- (10) 学校管理下の怪我等に適用される日本スポーツ振興センターの災害共済給付と同等の補償となるスポーツ安全保険等に参加すること。
- (11) 生徒の安全管理と事故防止に努め、体罰・不適切な言動・ハラスメント等の行為は人権侵害行為であり、断じて許されないことを認識して適切な指導を行うこと。
- (12) 過度の練習が、スポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないことなどを正しく理解して指導すること。
- (13) 生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるように、勝利至上に偏ることなくガイドラインに準じた休養日及び活動時間を設定するなど、短時間でも効果が得られるように工夫して指導すること。
- (14) 生徒の発達段階や健康の状態、気温等の環境を考慮し、適宜水分補給や休息時間等をとって、適切な指導内容や練習時間を設定すること。
- (15) 施設管理者と連携して用具や施設の点検を常時行い、保護者や医療機関等への連携体制の整備を行うなど、危機管理及び生徒の安全確保に万全を期すること。
- (16) 大会等に参加する場合は、大会主催者の求めに応じて、大会等の運営に協力すること。
- (17) 生徒の活動内容や活動実績について、その生徒の所属校と必要に応じた情報共有を行うこと。

- ③ 教育委員会生徒指導課は、団体が使用希望する学校の管理者に連絡し、使用希望団体と目的外使用について調整を行うよう依頼します。
- ④ 必要に応じ、教育委員会生徒指導課が施設利用について調整を行います。

⑤ 審査のうえ適当と認められた団体へは、認定通知書（様式第3号）で通知します。

⑥ 学校の管理者は、地域クラブ代表者に、警備カードの貸与を行い、鍵の開閉方法、用具の使用方法、施設の清掃方法、AED の使用方法等について、説明を行ってください。

※ 貸与された警備カードや鍵については、厳重に保管し、もし紛失をした場合は即時学校管理者へ報告をしてください。

※ 鍵の紛失・破損により費用が発生する場合は、当該費用についてご負担をお願いします。

※ 申請期間の途中で活動を中止した場合や、認定が取り消された場合は、貸与された警備カードや鍵を即時返却をしてください。

（2）認定期間

認定期間は登録を受けた日から3年間で、認定日の属する月の末日までです。

（例：令和7年9月9日認定→令和10年9月末日）

（3）更新手続き

- ・ 認定期間終了日の3カ月前から可能とし、更新後の認定期間は、前項によらず、前回認定期間の3年後の同月末日となります。
- ・ 認定期間内に更新申請を行ったが、認定通知が期限内に発出できない場合に限っては、申請書の形式的な審査を行ったうえで、認定までの間、暫定的に活動を認めます。

（4）変更手続き

地域クラブの基本情報や役員・指導者情報に変更や追加があった場合は、速やかに変更届を提出してください。

（5）指導者の登録

地域クラブとして活動する場合は、市が指定する研修を受講し、「受講証明（受講番号付き）」の交付を受けた指導者（指導者がいない場合は役員）が指導してください。

（6）施設の利用

- ・ 北九州市地域クラブが学校施設を使用する際は、「学校施設目的外使用許可申請書」を、利用する学校に提出してください。
- ・ 使用料は、使用料減免要件に該当するため免除になります。（北九州市学校施設使用料条例による）
- ・ 「使用料減免依頼書」を申請書と一緒に提出してください。

【使用料減免要件】

（北九州市学校施設の開放に関する実施要綱第14条抜粋）

・ 主として幼児児童生徒（高校生以下）で構成された団体が使用するとき

Ⅱ 北九州市地域クラブ緊急連絡体制の構築

北九州市地域クラブに関して、使用時の注意事項や中止の判断等については、本冊子を参照してください。

本冊子に掲載していない情報で、緊急に周知が必要な場合は、メール等を活用して、以下の流れで必要な情報を送信します。

1. メールアドレス登録

地域クラブの代表者は、認定を申請する際にメールアドレスの記載をお願いします。

また、地域クラブ内で代表者からの連絡が伝達できるように、連絡網の整備をお願いします。

2. 緊急対応について

地域クラブの代表者が教育委員会生徒指導課から緊急連絡を受信した際は、速やかにクラブ内の関係者に、電話やメール等で連絡すると共に、活動の中止など必要な措置を講じていただき、参加者の安全が図られるようにお願いします。

※ 『防災メール・まもるくん』により、災害情報等や光化学スモッグ等の注意報や警報を受信した場合も、適宜、関係者へ連絡をしてください。

3. 個人情報の取扱い

申請時に記載していただいたアドレスは、地域クラブの活動に関連する緊急連絡以外には使用しません。

4. 緊急連絡の発信

緊急連絡は、北九州市教育委員会生徒指導課の代表アドレスから発信します。
kyou-seito@city.kitakyushu.lg.jp

※ 端末の受信設定は各自で行ってください。

Ⅲ 大雨等悪天候時の対応について

近年、大雨等の自然災害により九州各地では、死者、行方不明者を出す人的被害の他、多くの家屋の全半壊や床上浸水など、甚大な被害が発生しています。このような中、より安全に地域クラブの活動を行っていくためには、いち早く正確な情報を取得することが不可欠です。

そのためには、日頃から、天候や天気予報に注意していただくとともに、気象に関する注意報や警報などタイムリーに自動配信する、福岡県運営の防災情報配信システム「防災メール・まもるくん」の活用が有効です。

ぜひ、地域クラブの代表者や指導者のみならず、保護者や地域の方に「防災メール・まもるくん」への携帯電話（パソコンも可）登録をお願いします。

●『防災メール・まもるくん』の登録はこちら →



https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/924_10567.html

なお、大雨等悪天候時の学校施設の使用については、以下3項目を順守していただきますようお願いします。

①避難所の開設校となっている場合は、使用しないでください。

※避難所開設の確認は、各区役所コミュニティ支援課もしくは総務企画課に確認してください。

※避難所の開設校となっていない場合も、天候の状況を見て、安全を第一に考え、活動の実施や中止の判断をしてください。

②報道などを確認し、警報が発令されている場合は、使用しないでください。

※警報の解除後は、天候の状況を見て、安全を第一に考えて活動の実施や中止の判断をしてください。

※運動場等、施設の状態が良くない場合は、使用しないでください。

③大雨等悪天候で学校が休校になった場合は、終日活動を中止してください。

※休校情報は、市のホームページもしくは報道などで確認してください。

IV インフルエンザ等の感染症発生時の対応について

インフルエンザなどにより学校が休業措置となった場合は、連動して地域クラブ活動も当分の間休止とします。(学校が通常の運営に戻るまで使用できません)

出席停止や学級閉鎖等の場合の対応は表のとおりです。

休校等の連絡は、学校から目的外使用を申請している地域クラブ代表者へ行いますが、日常から学校の状況にご注意いただき、感染の予防、感染拡大の防止に努めてください。

また、教育委員会からも、特に必要がある場合、緊急連絡体制を活用して情報提供を行います。

場所	対象者	学校対応	地域クラブの対応
学 校	生 徒	出席停止	出席停止の生徒は、参加禁止
		学級閉鎖	当該学級の生徒は、参加禁止
		学年閉鎖	当該学年の生徒は、参加禁止
		休 校	当該校での地域クラブは、活動中止

V 熱中症の防止について

熱中症は、それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度が高い場合に発生しており、毎年、部活動等の運動中に熱中症とみられる症状で死亡者が出るなど、全国的に熱中症による事故が多発しています。

地域クラブの活動に際しては、下記の点を十分ご理解の上、屋内・屋外を問わず、熱中症予防に万全を期されるようお願いします。

■熱中症が起こりやすい条件

- ・高湿度、急な温度上昇などには要注意！
- ・暑さに慣れてない人、体調の悪い人は要注意！
- ・ランニング、ダッシュの繰り返しには気を付けて！

■熱中症予防の原則

- ・こまめに休憩をとる。（30分程度に1回）
- ・こまめに水分補給する。
- ・短時間で軽めの運動から始め、徐々に暑さに慣らす。
- ・できるだけ薄着にし、直射日光は帽子で避ける。
- ・体調に不安がある生徒などは運動を控えるように配慮をする。

●「環境省熱中症予防情報サイト」はこちら →



<https://www.wbgt.env.go.jp/>

VI 光化学スモッグの対応について

1. 光化学スモッグ注意報・警報の発令情報の取得

日差しが強く、気温が高い風の弱い日に光化学スモッグの濃度が高くなる傾向があり、特に4月から9月は高くなりやすい季節です。

地域クラブ代表者・指導者は、活動当日、光化学スモッグの注意報、警報に関するニュースや北九州市のホームページ、携帯電話の「防災メール・まもるくん」で発令の有無を確認してください。

2. 注意報発令時の対応

注意報が発令された場合には、生徒及び保護者に対し、次のことを注意喚起してください。

- ①光化学スモッグ注意報が発令されたことにより、直ちに健康に影響があるわけではない。
- ②屋外での長時間の激しい運動はできるだけ控えること。
- ③目やのどに刺激を感じた場合は、洗眼やうがいをして室内で休むこと。

VII 微小粒子状物質(PM2.5)への対応について

PM2.5 についても、光化学スモッグの注意報等の場合と同様に、次のとおり対応するものとします。

1. 微小粒子状物質(PM2.5)に関する「注意喚起」情報の取得

微小粒子状物質(PM2.5)濃度の1日の平均値が $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を越える恐れがある場合、環境省の暫定指針に基づき、福岡県知事が「注意喚起」を行うことになっています。

【注意喚起の判定について】

午前5～7時の測定値(1時間値)の平均値が $85\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した場合に午前8時を目途に、注意喚起が実施されます。

午前5～12時の測定値(1時間値)の平均値が $80\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した場合に午後1時を目途に、注意喚起が実施されます。

※注意喚起は、日中の解除は行わず、深夜0時で自動的に解除されます。

2. 「注意喚起」が出された場合の対応

「注意喚起」が出された場合は、生徒に対し、次のことを注意喚起してください。

- ①屋外での長時間の激しい運動は、できるだけ控えること。
- ②屋外活動後には、洗眼やうがいをする。
- ③屋外活動後の健康観察を入念に行うこと。

●「北九州市光化学スモッグ及びPM2.5の状況」はこちら →



<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/00600284.html>

VIII AEDを用いた心肺蘇生法について

1. 地域クラブでの応急手当について

救急事故が発生した場合、現場に居合わせた人が傷病者に対して適切な応急手当を速やかに行うことが肝要です。

何よりも、とっさの時あわずに、最善の行動が取れることが大事です。

心臓の重症な不整脈である「心室細動」を正常な状態に戻す方法として、AEDの活用がすすめられています。

日頃から、消防署の指導による応急手当研修に参加するなどして、AEDの使用方法や心肺蘇生法を知っておくことが重要です。

万が一の事態のときは、躊躇(ちゅうちょ)なく119番で救急車を要請し、応急手当の実施をお願いいたします。

2. 学校に設置しているAEDの活用について

本市の市立の学校には、児童生徒の心疾患による突然死を防止するために、平成 21 年 7 月に AED の配置が完了しています。

学校は、学校施設開放事業や地域の方々の様々な活動場所でもあり、緊急時には、この AED を活用した救急救命活動を行ってください。

3. 地域クラブにおけるAEDの利用

(1) AEDの貸与制度(地域クラブに携帯する場合)

- ① 各学校に設置している AED の管理・運用については、「北九州市市立学校 AED 管理・運用要領」に定めています。
- ② 実際の貸与手続きについては、学校にお問い合わせください。

(2) AEDの設置場所(緊急利用に備えて設置場所の確認)

- ① AED は、原則として各学校の職員室付近に設置していますが、校舎の構造等の都合上、他の場所に設置している学校もあります。
- ② 緊急時に AED を速やかに使用するため、必ず AED の設置場所を確認してください。
- ③ 緊急時に AED を使用する際は、設置場所付近の窓ガラスを割って取り出すことも可能です。どのガラスを割ったら速やかに取り出せるか、学校へ確認してください。(学校にはガラスに目印を付けるようお願いしています。)
- ④ また、市内には学校以外にも銀行や企業、社会福祉施設、スポーツ施設等様々な場所に AED の設置が進められています。「子育てマップ北九州」にも設置施設が掲載されていますので、近隣の AED 設置施設を確認しておきましょう。

(3) 緊急時の対応について

- ① 緊急時は躊躇(ちゅうちょ)なく窓ガラスを割って AED を使用してください。
- ② 窓ガラスを割る際は、くれぐれもご自身や周囲の人の怪我に注意してください。(石や棒を利用)
- ③ 窓ガラスを割って、校舎に進入すると、機械警備の警報が鳴ります。
特別の措置は必要ありませんが、急行する警備会社に事情を伝えてください。

(4) その他

- ① AED を使用した際は、教育委員会生徒指導課へ報告してください。
- ② 緊急時に割った窓ガラスの修繕は教育委員会で行います。
- ③ AED を使用した場合、電極パッドの交換が必要ですが、地域クラブの活動に伴う使用については、教育委員会で負担します。

(5) AEDを用いた心肺蘇生法の研修

団体や学校単位での救急講習(応急手当)や AED を用いた心肺蘇生法の研修は、最寄りの消防署にお申し込みください。(実施希望日の1ヶ月以上前をお願いします)

●「総務省消防庁 応急手当 WEB 講習」はこちら →



<https://www.fdma.go.jp/relocation/kyukyukikaku/oukyu/index.html>

3-3 暑さ指数(WBGT)に応じた運動や各種行事の判断基準(下表参照)

暑さ指数(℃) (WBGT)	湿球温度	乾球温度	暑さ指数に応じた学校の対応 ※ 活動場所の暑さ指数を測定して判断する。
35 以上	熱中症特別警戒アラート発令(都道府県内の全ての観測地点で35以上の場合) 活動・イベント中止、外出避ける		
33 以上	熱中症警戒アラート発令(都道府県内の観測地点1か所でも33に達する場合) 活動中止 ※本市独自の対応については3-4を参照		
31 以上	27℃以上	35℃以上	危険(活動を原則中止) 特別の場合以外は屋外での活動・運動を中止する。
28~31	24~ 27℃	31~ 35℃	嚴重警戒(激しい運動は中止) 熱中症の危険性が高い。 激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10~20 分おきに日陰で休憩を取り水分・塩分補給を行う。 暑さに弱い人は運動を軽減または中止する。
25~28	21~ 24℃	28~ 31℃	警戒(積極的に休憩) 熱中症の危険が増す。積極的に休憩を取り適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動時は日陰で 30 分おきに休憩を取る。
21~25	18~ 21℃	24~ 28℃	注意(積極的に水分補給) 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に休憩し、水分・塩分を補給する。
21 以下	18℃ 以下	24℃ 以下	ほぼ安全(適宜水分補給) 通常は熱中症の危険は小さい。適宜水分・塩分の補給は必要。 マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

3-4 本市独自の、暑さ指数(WBGT)に基づいた判断基準

環境省が夏季の熱中症の危険性が高まる時期に毎日発表する、「最高暑さ指数(WBGT)の予測値」を参考に判断する。最高暑さ指数(WBGT)予測値は、環境省が暑さ指数計を設置している福岡県内の12箇所ごとに、それぞれの観測点の予測値が発表され、北九州市においては「八幡」が観測点となっている。

以下の条件となった場合、全市一斉中止とする。

北九州市独自の活動判断基準

環境省が発表する暑さ指数(WBGT)の、当日朝の予測値が33以上となった場合。

一斉中止の内容

- 体育の授業(運動を伴う学習)の中止(運動系のクラブ活動も含む)
- 部活動の活動(運動を伴う活動)の中止(空調設備がある場所は除く)
- 空調設備のない場所での活動の中止(特別教室での授業、文化系部活動等)
- 休み時間の運動を伴う遊びの中止(外遊びやクラブ活動の練習等)

※ 部活動等の大会に際しては、大会の一律中止とはせず、大会主催者の判断を踏まえて決定する。

※ 宿泊学習、校外学習(遠足や社会科見学等)については、その場所の暑さ指数等の状況を見て、校長・園長が判断する。

緊急医療機関

夜間・休日急患センター	北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号 総合保健福祉センター1階 電話 093-522-9999	
	平日・土曜日 19:30～23:30 (受付は23:00まで)	
	日曜日・祝日 9:00～23:30 (受付は23:00まで)	
第2夜間・休日急患センター	北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号 コムシティ地下1階 電話 093-641-3119	
	平日・土曜日 19:30～23:30 (受付は23:00まで)	
	日曜日・祝日 9:00～23:30 (受付は23:00まで)	
門司休日急患診療所 (内科・小児科)	北九州市門司区羽山一丁目1番24号 電話 093-381-9699	
	日曜日・祝日 9:00～17:00 (受付は16:30まで)	
若松休日急患診療所 (内科・小児科)	北九州市若松区藤ノ木二丁目1番29号 電話 093-771-9989	
	日曜日・祝日 9:00～17:00 (受付は16:30まで)	
救急医療情報に関する お問い合わせ	テレフォンセンター (夜間・休日急患センター内) ※ 24時間体制で受診可能な医療機関 (民間を含む)を紹介 電話 093-522-9999	
救急講習(応急手当)の申込み ※申込みは、1ヶ月以上前 にお願いします。最寄りの消 防署または消防局救急課	門司消防署	電話 093-372-0119
	小倉北消防署	電話 093-582-0119
	小倉南消防署	電話 093-951-0119
	若松消防署	電話 093-752-0119
	八幡東消防署	電話 093-663-0119
	八幡西消防署	電話 093-622-0119
	戸畑消防署	電話 093-861-0119
	消防局救急課	電話 093-582-3820

首から上のケガ、熱中症の発生時は
『ちゅうちょなく』119番で救急要請を！